

令和8年5月25日
国土交通省関東地方整備局
企画部

道路照明施設整備等PFI事業の特定事業の選定の公表

国土交通省関東地方整備局は、「相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業」における特定事業の選定について公表します。

関東地方整備局は、令和8年2月20日に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、「相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業」に関する実施方針を公表しました。

今般、PFI法第7条の規定に基づき、同事業を特定事業として選定したので、同条第11項の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

◆特定事業の選定についての公表先

※詳細は、関東地方整備局のホームページよりご覧ください。

◆特定事業の概要

- ・事業名：相武国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業
- ・事業方式：O（Operate）+BTO（Build-Transfer-Operate）方式
- ・事業内容：相武国道事務所管内における道路照明の設備更新及び既設照明を含む設備維持
- ・事業概要：別添資料のとおり

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 都庁記者クラブ 神奈川県政記者クラブ 八王子記者クラブ
立川市政記者クラブ 青梅・西多摩記者クラブ 相模原記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 企画部

電話：048-601-3151（代表） メールアドレス：ktr-jyoutsuu-shinsa@mlit.go.jp

情報通信技術課 課長 國吉（くによし）（内線：3351）

情報通信技術課 建設専門官 大島（おおしま）（内線：3353）

「相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業」の概要

1. 事業目的

本事業は、平成 28 年 5 月 13 日閣議決定された『地球温暖化対策計画』における政府目標である『L E D 等高効率照明が、2030 年（令和 12 年）までにストックで 100% 普及の実現』に向けて、関東地方整備局相武国道事務所管内の道路照明の設備維持を行うとともに、未 L E D 道路照明を L E D 道路照明に更新し、事業期間中引き続き設備維持を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

2. 事業内容

相武国道事務所管内の国道 1 6 号、国道 2 0 号における道路照明について、L E D 道路照明への設備更新並びに既存道路照明を含めた設備維持を行うものである。

3. 事業の対象となる道路照明の概要

事業名称：相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業

場 所：相武国道事務所管内の国道 1 6 号、国道 2 0 号

整備延長：約 106.7km

区間内の道路照明 5,950 灯

（更新対象照明 4,180 灯、既設 LED 道路照明 1,770 灯）

4. 特定事業の概要

P F I 手法（O（Operate）+ B T O（Build-Transfer-Operate）方式）による道路照明の設備更新（L E D 化）及び設備維持

5. 事業期間

事業契約の締結日から令和 2 4 年 3 月 3 1 日までの期間（概ね 1 5 年間）

6. 民間事業者の選定

本事業を特定事業として選定したため、今後、本事業への参画を希望する民間事業者を公募します。

7. 今後のスケジュール

令和8年2月20日	実施方針・要求水準書（案）の公表
令和8年2月20日～	関連図書等の閲覧
令和8年2月20日～	実施方針・要求水準書（案）に関する質問・意見の受付
令和8年3月13日	
令和8年3月27日	実施方針・要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答の公表
令和8年5月25日	特定事業の選定の公表
令和8年7月頃	入札公告・入札説明書等の公表・交付
令和8年7月頃	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
令和8年9月頃	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（第1回）
令和8年9月頃	第一次審査資料（入札参加表明書等）の受付
令和8年10月頃	競争参加資格確認結果の通知
令和8年10月頃	入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
令和8年11月頃	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（第2回）
令和8年12月頃	入札書及び第二次審査資料（提案書）の受付
令和9年1月頃	選定事業者の公表
令和9年3月頃	事業契約の締結

8. 関東地方整備局 PF | 事業ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/shihon/index00000028.html>

事業対象位置図

